

## 伊東市海水浴場監視業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

伊東市海水浴場監視業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和7年9月12日（金）まで

## 3 事業目的

伊東・宇佐美・川奈いるか浜公園にライフセーバーを配置、海水浴客の事故防止のための監視及び救護活動を行い安全・安心な海水浴場とすることを目的とする。

## 4 委託業務の場所等

## (1) 業務を行う場所及び施設の名称

ア 伊東市湯川・松原 伊東オレンジビーチ監視所（別添1）

イ 伊東市宇佐美 宇佐美海水浴場監視所（別添2）

ウ 伊東市川奈 川奈いるか浜公園監視所（別添3）

## (2) 業務を行う期間及び時間

## ア 業務期間

伊東オレンジビーチ 7月19日（土）から8月31日（日）まで

宇佐美海水浴場 7月19日（土）から8月24日（日）まで

川奈いるか浜公園 7月19日（土）から8月24日（日）まで

イ 監視時間 午前9時から午後4時まで

## (3) 現場責任者の資格

各監視所に現場責任者として、日本赤十字社水上安全法救助員Ⅱ、日本ライフセービング協会ベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は同程度の能力を有する者を配置しなければならない。

## (4) 監視員の配置（期間中の延人数）

ア 伊東オレンジビーチ監視所 139人以上

イ 宇佐美海水浴場監視所 88人以上

ウ 川奈いるか浜公園監視所 88人以上

なお、各監視所における、各日の配置人数については、協議の上、決定する。

## 5 委託業務の内容

(1) 海水浴場内の監視を行い、水難事故の防止及び来遊客の安全を図る。

(2) 海水浴場内での負傷、急病等の対応

(3) 午前9時15分までに海の状況（波の高さ・風雨等）を確認し、旗（赤－遊泳禁止・黄－遊泳注意・青－遊泳安全）を掲示し、伊東観光協会に報告をする。遊泳禁止及び遊泳注意の場合は、併せて伊東市観光課にも報告するものとする。

- (4) 海水浴場内での禁止行為（キャンプ、釣り、焚き火、花火、ジェットスキーの乗り入れ等）の注意及び指導
- (5) 遊泳客への観光案内等
- (6) 事故等が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡を取るとともに、観光課に報告をするものとする。
- (7) 当日の遊泳客数（担当者が伊東、宇佐美、川奈いるか浜公園の各海水浴場を集計する）を観光課に報告するものとする。ただし、土日祝祭日は翌平日に併せて報告するものとする。

## 6 前項に定める業務の留意事項

- (1) 常に業務に誠意を持って従事し、事故等を起こさないよう十分注意すること。
- (2) 業務に使用する器材は、全て受託者の負担とする。使用器材は、全て品質優良なものであり、使用前に必ず市係員の検査を受け、承諾を得なければならない。
- (3) 業務に使用する薬品、消耗品は、全て受託者の負担とする。
- (4) 悪天候等により業務を実施することが困難である場合は、市係員に連絡し、協議することとする。
- (5) 伊東、宇佐美、いるか浜公園の各監視所ごとに連絡の取れる通信機器を配備し、その番号を関係機関に共有すること。

## 7 業務内容の報告

受託者は、業務内容を日誌に記録し、業務終了後、提出するものとする。

## 8 その他

- (1) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法等により適切に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事象が生じた場合は、双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (5) (4) に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。